令和５年１１月２４日
【 文部科学省 】

【概要書】

国立研究開発法人科学技術振興機構
令和４年度特定公募型研究開発業務
（経済安全保障重要技術育成プログラム）
に関する報告書及び同報告書に付する
文部科学大臣の意見

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

令和４年度「特定公募型研究開発業務（経済安全保障重要技術育成プログラム）」に関する国会報告の概要

（基金の執行状況及び管理状況）

○ 経済安全保障上のニーズを踏まえてシーズを育成するために国が設定する「ビジョン」の下、我が国として確保すべき先端的な重要技術（個別技術及びシステム）について、成果の公的利用も指向し、技術成熟度等に応じた技術流出防止に適応した研究開発を行う「経済安全保障重要技術育成プログラム」を実施するため、令和３年度に 1,250 億円の基金を造成し、令和４年度に 1,250 億円追加造成した。

○ 「経済安全保障重要技術育成基金の運用取扱規則」に基づき、基金管理委員会、経理部及び先端重要技術育成推進部による体制にて、基金の運用を行った。機構内の基金運用業務の効率化を目的に、令和５年３月１日に本規則を廃止し、同日、機構内共通の「国立研究開発法人科学技術振興機構に設置する基金の運用取扱規則」を制定した。

○ 基金の残額 2,497 億円（令和４年度末現在）は令和５年度以降の研究費等に充当予定。

（文部科学大臣の意見の概要）

○ 透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。

○ 令和４年度は、事業の効果的な運用を目指し、文部科学省等と調整を図りつつ、体制整備等を進めるとともに、研究開発ビジョン及び研究開発構想に基づき、研究開発課題を推進するプログラム・ディレクター及びプログラム・オフィサーの任命や、研究開発課題の公募を行うなど、着実に業務を実施した。

○ 基金の管理については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第27 条の２第３項の規定に基づき、安全性の確保を最優先に、適切な運用が図られた。